

平成30年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成30年3月6日(火) 開会 午前10時 7分
閉会 午前11時28分

場所 第7委員会室

出席委員 新井一徳委員長

萩原一寿副委員長

飯塚俊彦委員、板橋智之委員、木下高志委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

井上将勝委員、菅原文仁委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

松本輝夫公安委員長、鈴木三男警察本部長、後藤秀明総務部長、

杉内由美子警務部長、千装次男生活安全部長、尾前健三地域部長、

布川賢二刑事部長、遊馬宏志交通部長、菊地道博警備部長、

鈴木幹男財務局長、佐伯保忠監察官室長、古田土等刑事部参事官、

近藤勝彦組織犯罪対策局長、丹下浩之警務課長、坪信孝生活安全部参事官、

大熊衛地域部参事官、新井共実刑事部参事官、松村雅彦運転免許本部長、

佐久間忠善交通部参事官、福島謙治警備部参事官、大塚健滋公安第一課長、

松本晃彦総務課長、平山毅会計課長、近藤佑一生活安全企画課長、

長嶋浩之子ども女性安全対策課長、齋藤正士少年課長、鎌田政由喜保安課長、

大村正幸サイバー犯罪対策課長、市村知孝地域課長、川上博和刑事総務課長、

倉林修身組織犯罪対策課長、鈴木久生交通企画課長、小倉悦男交通指導課長、

結城弘交通規制課長、山田雅樹運転免許課長、井上勉運転免許試験課長、

田中秀樹警備課長、塚本英吉危機管理課長

[危機管理防災部関係]

槍田義之危機管理防災部長、目良聡危機管理課長、市川善一消防防災課長、

齋藤忠俊化学保安課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第37号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第38号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第52号	平成29年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち警察本部関係及び危機管理防災部関係	原案可決
第56号	平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

板橋委員

- 1 風俗営業所等設置制限地域に新たに追加される「田園住居地域」は、都市計画法のどの用途地域に分類されるのか。
- 2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業の具体的な営業内容について伺いたい。
- 3 風俗営業等の県内の実態について伺いたい。
- 4 「田園住居地域」に指定される地域において、既に営業している店舗はあるのか。また、ある場合はどう対応するのか。
- 5 給与費について、約1億9,000万円の減額補正をしているが、その理由は何か。
- 6 恩給及び退職年金費の補正の理由は何か。
- 7 交通安全施設整備費の国庫補助金の減額補正の理由と、それに伴う事業への支障について伺いたい。

保安課長

- 1 現在の第1種、第2種低層住居専用地域に該当する。隣接する農地等がある場合に、この第1種、第2種低層住居専用地域を含めた形で指定されるものと考えられる。
- 2 風俗営業とは、「キャバレー」など客の接待をして客に遊興又は飲食させる社交飲食店営業及び「まあじゃん屋」、「ぱちんこ屋」、「ゲームセンター」などの営業をいう。これらについて営業をしようとする場合は公安委員会の許可を受けなければならないこととされている。

性風俗関連特殊営業とは、性風俗に関する営業で、店舗型では個室付浴場いわゆる「ソープランド」や、ラブホテルなどの営業で、無店舗型では、デリバリーファッションヘルスや映像送信型のアダルト映像の配信営業などの営業をいう。これらについて営業しようとする場合は公安委員会に届出をしなければならないこととされている。

- 3 平成29年12月末現在、県内の風俗営業は、キャバレーなど社交飲食店が1,521店舗、ぱちんこ屋が538店舗となっており、性風俗関連特殊営業は、無店舗型のファッションヘルスが602営業所、ラブホテルが199店舗となっている。

本県では、県内最大の繁華街・歓楽街である大宮駅周辺に、風俗営業が県内全体の約14%、性風俗関連特殊営業が約13%と集中しており、県警察では、「繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策」として、大宮駅周辺地区を「重点推進地区」に指定して、風俗環境事犯等及び組織犯罪の取締りなどに努めている。

- 4 「田園住居地域」に指定される以前に所在し、許可を受け又は届出していた店舗については、いわゆる既得権として営業を継続することが可能ではあるが、そもそも風俗営業所等の設置制限地域である「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第1種地域に含まれる地域が指定されることを考えれば、現在営業している店舗はないと考えられる。

警務課長

- 5 主な理由は、退職手当の減額である。実際の退職者数が見込みを下回ったこと及び退職手当条例改正による影響などによるものである。
- 6 恩給受給権者が死亡したことにより対象者が減少したためである。恩給受給権者が死

亡すると失権又は扶助料への転給となり、扶助料受給権者が死亡すると失権することとなる。受給権者の死亡によるこれらの処理の結果、平成29年度最後の定例支給である12月定例支給において執行額が確定し、不用額を精算するものである。

交通規制課長

- 7 国庫補助金の交付額が本県の要求を下回ったことから減額補正をするものである。事業量を減少させた場合の交通安全上の影響等を勘案して、減額分については県民の安全への影響の比較的少ない事業を選定することで対応した。具体的には、交通管制センターにおいて信号機等の集中制御を行っている中央装置を更新する事業及びコンクリート製信号柱の交換事業のうち倒壊の危険性の高くないものについて削減するなどに対応した。

板橋委員

- 1 当初予算では、勸奨退職者をどのように見込んで予算計上したのか。
- 2 当初予算では、恩給及び退職年金費をどのように見込んで予算計上したのか。

警務課長

- 1 過去の実績を基に予算計上した。
- 2 予算編成時点で支給を受けている恩給受給権者が、継続して支給を受ける前提で予算計上した。

飯塚委員

- 1 改正する手数料のうち、保安行政関係の手数料は全般的に減額となっている一方で、道路交通法等の交通関連の手数料は増額となっている。理由について伺いたい。
- 2 認知機能検査と高齢者講習の手数料が増額となっているが、その理由について伺いたい。
- 3 認知機能検査と高齢者講習は予約が取りづらいと聞く。どのような対応を取っているのか。
- 4 平成29年における運転免許証の自主返納件数及び運転経歴証明書交付件数について伺いたい。
- 5 運転免許証を返納すると移動や生活に支障が出ることを懸念し、返納をためらう高齢者も多いと考えるが、そのような事態にどのように取り組んでいるのか。
- 6 改正予定の手数料に特定遊興飲食店営業許可申請手数料があるが、特定遊興飲食店とはどのようなものか。また、県内に何店舗あるのか。
- 7 今回の手数料の改正により、平成30年度の歳入にどのような影響があるのか。

保安課長

- 1 いずれの手数料も政令で定める額を標準として定めることとされている。保安行政関係の手数料は政令で定める標準額が減額となり、交通関連の手数料は政令で定める額が増額となったためである。
- 6 特定遊興飲食店とは、客にダンスやダーツ等を遊興させ、かつ客に酒類を提供する深夜営業の店舗のことであり、いわゆる「クラブ」などが該当する。この営業をしようとする場合には公安委員会の許可を受けなければならないこととされている。これは、平成28年6月に施行された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部

改正により、以前のダンスに関する営業の規制が廃止された際、新たに規制されたものである。

県内では、さいたま市大宮区にいわゆる「クラブ」が1店舗のみ許可を受けて営業している。

運転免許課長

2 交通関係の手数料は道路交通法施行令において標準となる額が定められている。これに基づいて条例で定めることになるが、認知機能検査、高齢者講習ともに施行令に定める標準となる額が引き上げられたものによる。認知機能検査は、人件費について受検者1人当たりの処理時間が、物件費について会場使用の時間がそれぞれ増加していることから増額となった。高齢者講習は、人件費について1クラス当たりの実施人数の見直しにより増額となった。

いずれも実態を踏まえて政令の改正が行われたものである。

3 高齢者講習対象者の著しい増加により予約が取りづらい状況となっている。それに加えて、昨年法改正により認知機能検査と高齢者講習が別日実施となったことも影響している。この状況に対応するため、自動車教習所への委託に加えて、昨年1月からは公安委員会において認知機能検査及び高齢者講習の直接実施を開始した。

来年度は、公安委員会による直接実施の拡大を図ることとし、現在関連する予算を県議会に上程中である。

4 平成29年中における65歳以上の運転免許証の自主返納件数は2万2,825件であり、65歳以上免許人口98万1,235人の2.32%に当たる。前年比9.1%の増加であった。このうち、運転経歴証明書交付件数は2万2,077件となっており、自主返納件数のうち96.7%に当たる。前年比1,757件、8.6%の増加であった。

7 道路交通法等の交通関連の手数料改正により、約7,919万4千円の増収を見込んでいる。一方、保安行政関連の手数料改正により、約23万円の減収を見込んでおり、全体では、差し引きで7,896万4千円の増収を見込んでいる。

交通企画課長

5 運転に不安のある高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備に努めており、運転免許証を返納した方に対する支援について、市町村、関係事業者、団体等に働き掛けを行っている。平成29年4月末現在で、28の市町が運転免許証自主返納者等に対して、バスやタクシーの運賃の割引等の移動支援を実施していると承知している。また、平成29年末現在で、県内43のタクシー事業所を含めた226の事業所が運転経歴証明書の提示により、割引等の生活支援を実施している。

今後も、県等とも連携して運転免許証を返納した方の移動等の生活支援に向けた取組を実施していく。

飯塚委員

高齢化の進展に伴い、高齢者の運転と思われる車が急に曲がったり減速したりする状況がよく見受けられるが、そのような高齢者の事故防止対策についてどのように取り組むのか。また、運転免許証返納後の移動等の支援策について、県警察だけでなく県全体で取り組む必要があると考えるが、いかがか。

交通部長

高齢運転者の事故については、全国的にもアクセルとブレーキの踏み間違い事案や逆走事案が発生している。県内においても、平成28年にアクセルとブレーキの踏み間違いの交通死亡事故が1件発生したが、その運転者は高齢者であった。また、高速道路上における逆走事案は、平成29年に5件発生したがそのうち4件が高齢運転者であった。

また、高齢者が運転免許証を返納した際、移動手段の確保の問題があることから、引き続き県や市町村に必要な働き掛けを実施していく。

【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

飯塚委員

- 1 地上系防災行政無線施設再整備事業について、発注が年度末になったとのことだが、その理由は何か。
- 2 地上系防災行政無線施設再整備事業の完成が遅れることはないのか。
- 3 救急救命士養成所運営費の減額理由について、実績による不用見込みによる減額とあるが、具体的な内容は。
- 4 救急救命士は、年間で何人養成しているのか。
- 5 県内の救急救命士の国家試験合格率はどのくらいか。

消防防災課長

- 1 理由は2つある。一点目は、前回の再整備でできなかった県内企業への発注について検討を要したためである。前回の再整備では大手メーカーに一括発注したが、今回はシステムに障害が起きないようにしながら、一部、切り分けられるところがないか十分に検討した。電源工事などについては分割できることが確認できたため、この部分は県内企業に発注する見直しをした。

二点目は、より公平な発注となるように工事方法を見直したためである。当初は、既存設備と新規設備を連携させながら、端末を入れ替える形で順次更新する計画であった。しかし、既存設備と新規設備を連携させながら行う工事は、既存設備を整備したメーカーに有利ではないかという疑義が生じ、検討を重ねた結果、既存設備は最後まで残し新規設備が全て設置できたら、一斉に既存設備を撤去して新旧を入れ替える工事方法とした。これならば新旧の連携が必要ないため、既存設備を整備したメーカーに有利とはならず、より公平な発注ができるようになった。

これらの検討に時間を要したため、今定例会に提案するスケジュールになった。

- 2 当事業は、平成29年度から32年度までの4年間の継続事業である。発注は遅れたが、設備を順次入れ替える方法から、一斉に入れ替える方法へと整備計画の見直しを行うことで、当初の計画期間内に完了できると考えている。
- 3 救急救命士養成所は昨年3月に県立小児医療センター内に移転した。センター内には複数の県の施設が入っており、光熱水費や清掃費、警備費などについては、それぞれの専有面積や共用面積の割合に応じて負担している。これらの経費が見込みを下回り、負担金が減額となったため減額補正をお願いしたものである。
- 4 救急救命士の養成は、県の養成所で年間30人、全国組織である（一財）救急振興財団の埼玉県枠で年間30人、合計で年間60人程度である。
- 5 救急救命士養成所及び救急振興財団の卒業生の国家試験合格率は100%である。

飯塚委員

前回の地上系防災行政無線の整備はいつ行われたのか。また、整備費用はいくらか。

消防防災課長

平成13年度から18年度にかけての6年間で整備し、整備費用は総額約56億円であった。

板橋委員

- 1 大規模災害被災者受入事業費及び大規模災害市町村等繰替支弁費負担金の減額補正について伺う。東日本大震災による県内への避難者は何世帯、何人となっているのか。
- 2 大規模災害被災者受入事業費が約3割の減額となっているが、その理由は何か。また、東日本大震災による県内への避難者数の推移はどうか。
- 3 避難者への支援事業として、どのようなことを行っているのか。
- 4 第56号議案の災害救助基金の積立金について、増額となった理由は何か。

消防防災課長

- 1 平成30年2月1日現在で、1,656世帯、3,671人である。
- 2 避難者へ提供する応急仮設住宅の戸数が当初の見込みを下回ったためである。主には、避難指示区域が解除された福島県楢葉町からの避難者に対する応急仮設住宅の提供が、平成30年3月で終了することを受け、年度途中で退去する方がおられたことによるものである。また、東日本大震災による本県への避難者数については、平成27年4月1日時点では5,508人であったが、ここ数年は毎年300人から1,000人程度減少しており、平成30年2月1日現在で3,671人となっている。
- 3 災害救助法に基づき、発災直後は避難所設置、応急仮設住宅供与、食品・飲料水の提供、生活必需品の供与、医療・助産などを行っていた。現在は応急仮設住宅の供与のみを行っている。今後も、福島県など被災3県や支援を行っているNPO法人などと情報交換をしながら、避難者支援を行っていく。
- 4 災害救助基金については、会計管理課において他の基金と一括運用している。その運用利回りが当初予算では0.39%を想定していたが、市場金利の上昇により0.41%に上昇する見込みのため増額するものである。

板橋委員

東日本大震災による県内への避難者の中には、本県に定住するという方も出てくると思う。今後の見通しや方向性についてどのような議論をしているのか。

消防防災課長

福島県など避難元の県は、避難者には地元へ帰還してほしいと考えている。避難元の県や避難者の思いに配慮しながら、できる限りの支援を行っていく。

宮崎委員

医師不足や高齢化の進展という状況がある中、救急救命士の養成数が県内で年間60人という規模は適正か。救急救命士養成の今後の方針について伺いたい。

消防防災課長

県内の救急救命士の資格取得者は1,681人であるが、実際に救急隊に所属している

救急救命士は1,209人である。常に救急隊に救急救命士がいることがベストであり、救急救命士のいない救急隊をなくすことを目標にしている。

全救急隊員に占める救急救命士の割合は、本県は59.3%で全国3位であり、全国平均42.8%を大きく上回っている。これは、毎年60人ずつ養成している成果だと考えるが、常に救急隊に救急救命士がいる状態にはなっていない。退職していく救急救命士もいるので、引き続き最低でも年間60人の規模で養成していきたい。

宮崎委員

年間60人という枠にとらわれず、更に多くの救急救命士の養成を目指していただきたい(要望)。

【付託議案に対する討論】

なし